

タイトル	「e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の記載ルールについて
質問	「研究者情報の修正」画面の「所属研究機関」タブ>「e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の「(2)（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）現在の全ての所属機関・役職」の記載方法が分かりません。 Q1. 記載の対象はどのようなのか。また必須項目なのか。 Q2. クロスアポイントメントや、企業との契約等は記載対象になるのか。 Q3. 具体的にどんな業務や役職が記載対象になるのか。 Q4. 寄付金の記載はどのようにすればいいのか。 Q5. 給与が発生しない兼業については記載するのか。 Q6. 過去のものも記載するのか。 Q7. 国際機関に兼業がある場合、所在地を記載する必要があるか。 Q8. 機密保持契約の範囲をご教示いただきたい。
回答	A1. アカデミアにおける機微情報の流出の可能性など、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクへ適切に対応していく観点から、政府は令和3年4月、統合イノベーション戦略推進会議において「研究インテグリティの確保に係る対応方針」を決定し、 (1)研究者自身による適切な情報開示 (2)大学や研究機関等のマネジメントの強化 (3)研究資金配分機関による申請時の確認 により、研究者や研究機関における研究インテグリティの自律的な確保を支援していくこととしています。 これを踏まえ、令和3年12月、政府は国費によるすべての競争的研究費の適正な執行に関する共通的なガイドラインの改定を行い、令和4年4以降に実施される公募への申請時に、研究者は研究資金配分機関に対し、 (1)国外も含む外部からの支援や兼業等の情報を提出すること (2)透明性確保のために必要な情報について、所属機関に適切に報告している旨を誓約すること 等を求める等の取組を実施しており、研究者から所属研究機関や研究資金配分機関に適切な情報が提出することになっております。 「兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等」欄の記入は、申請時に、研究者が提出する「①国外も含む外部からの支援や兼業等の情報を提出すること」に相当するので、必須項目となります。 なお、研究者が申請する情報ですので、事務代表者は、編集することができません。 A2. クロスアポイントメントや、企業との契約等も、記載の対象です。 A3. 記載対象は、全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報です。 A4. 寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告していただいた上で、(3) 誓約状況の「報告している」にチェックを入れて下さい。 A5. 全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報には、給与の発生しない兼業も含まれます。 A6. 現在の全ての所属機関・役職に関する情報をご記載下さい。過去に遡って記載する必要はございません。 A7. 現在の全ての所属機関・役職に関する兼業の名称と相手機関の所在地（国名）を、記入して下さい。 A8. 秘密保持契約等が交わされている共同研究等です。なお、当面の間、既に締結済みの秘密保持契約等の内容に基づき提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せず、エフォートに係る情報のみで提出することができます。また、その場合、研究資金配分機関から、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。